

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-8
処分の種類	特定粉じん発生施設の改善命令・一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第18条の11			
処分の概要	特定粉じんの排出、飛散濃度が敷地境界基準に適合しないと認める場合、期限を定めて施設の構造等の改善等又は施設の使用の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第18条の11 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			